

飯塚市庁内管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第8号

飯塚市庁内管理規則の一部を改正する規則

飯塚市庁内管理規則(平成18年飯塚市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 庁内 市庁舎及び支所庁舎並びにこれらの用地をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 庁内 市庁舎、支所庁舎及び出張所庁舎並びにこれらの用地をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。